

## ◎在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(令和五年三月三十一日法律第五号)

### 一、提案理由 (令和五年三月一〇日・衆議院外務委員会)

○林国務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

改正の第一は、イタリアに在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとあります。

改正の第二は、在ウクライナ日本国大使館等の位置の地名を改めることとあります。

改正の第三は、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとあります。

改正の第四は、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算額の限度を改定することとあります。

改正の第五は、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給に係る例外規定を整備することとあります。

改正の第六は、外務公務員の研修員手当の支給額を改定することとあります。

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額改定及び子女教育手当の加算額の限度の改定並びに研修員手当の支給額の改定については、令和五年度予算案に計上しているため、四月一日に実施する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

### 二、衆議院外務委員長報告 (令和五年三月一六日)

○黄川田仁志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

在外公館として在ローマ国際機関日本政府代表部を新設すること、

在ウクライナ日本国大使館等の位置の地名を改めること、

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること

などあります。

本案は、去る九日外務委員会に付託され、翌十日林外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。昨十五日に質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院外交防衛委員長報告 (令和五年三月三〇日)

○阿達雅志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会におけ

る審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、在外公館としてイタリアに在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、在ウクライナ日本国大使館等の位置の地名を改めること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在外公館に勤務する外務公務員の子教育手当の加算額の限度を改定すること、当該子女教育手当の支給に係る例外規定を整備すること、外務公務員の研修員手当の支給額を改定すること等について規定するものであります。

委員会におきましては、在ローマ国際機関日本政府代表部新設の意義、在外公館の整備の必要性と位置の地名変更に係る基準、在勤基本手当の基準額引上げの経緯と今後の改定方針、子女教育手当の加算額の限度改定及び例外規定の整備の意義等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。